

(1) 第9回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

番号	質問者	質問内容	日本放送協会 回答内容
1	穴戸構成員	質問 稟議の問題は予算審議とは関係がないという説明があったが理解ができない。 令和5年度予算案を執行部で作成し、経営委員会に諮り、経営委員会で議決をされる手続で、9億円という大変重大な金額のものを執行されるということであれば、本来事業計画に記載し、予算として議決を得るとというのが、普通の経営の在り方ではないかと思うが、稟議と予算議決、事業計画の関係がどうして切断されているのかについて、説明をいただきたい。	【執行部】 令和5年度予算事業計画では、NHKプラスの衛星放送同時配信名目の予算は盛り込んでおらず、令和6年度からの衛星放送の同時配信についての経営決定をしていない。インターネット活用業務実施基準・実施計画等で認められた範囲の予算を計上していたが、稟議の段階で、令和6年度の衛星放送の同時配信という稟議になったということである。 理事会での審議、経営委員会等との議論がなかったのかということは、御指摘のとおり。稟議内容の精査が不十分、関係法令等に対する認識不足等の課題があり、ガバナンスの問題であるとの認識である。 結果として、予算事業計画に問題はなかったが、稟議上、検討段階でチェックがなく、放送法に違反するおそれのある案件となり、公共放送のガバナンス上あってはならないこと。深刻に受け止め、再発防止にしっかり取り組んでいく。
2	曾我部構成員	質問 一部報道によると、テキストニュースを縮小する方針を説明されたとのことだが、このNHKニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのか、継続されるとすれば、受信契約締結義務との関係はどう整理されるのかということについて、改めて伺いたい。	【執行部】 テキストの件であるが、NHKがやるべき内容というのは、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなもの、それはなるべくネットでやらないということが必須業務化であると説明している。つまり、NHKの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということである。NHKの役割が純化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかということは、再整理をしっかりとっていく必要があると考えており、本来業務になることで責任が重くなるということも考えている。
3	林構成員	質問 受信料の使途や費用上限の根拠の適正性、明確性に関して、受信契約者や関係事業者などの的確な理解の増進を図ることが必要だと思うが、まだ不十分ではないかと思う。この点について、考えがあればお示しいただきたい。	【執行部】 上限を設けた場合の区分経理だが、透明性確保の上でも適切な説明が必要になっていることは言うまでもない。費用は明確にすべきであり、上限のありようは、費用の構成の内容によっても変わるかと思うが、しっかり適合させていく必要があると考えている。会計の透明性の確保には、法令の通りしっかりと取り組んでいく。
4	穴戸構成員	質問 デジタル空間における情報の参照点としてなぜ必須業務化が必要なのか、また、必須業務化といった場合、地上2波なのか、衛星放送を含めて同時配信が必要なのか、また、単に番組を同時配信するというだけではなく様々な機能がついてくるということを、情報の参照点たらしめることとの関係でどう考えているのか。	【執行部】 これまで公共放送としてやってきたことをネットでもやるということが必須業務である。放送でやらないことはネットでやらない、そのための必須業務化ということを念頭に置いている。NHKの中核になる仕事をネットでもやりたいということ。ネット業務で何でもやってもいいということではなく、役割は逆にクリアになってくると思っている。 情報空間の参照点については、情報の信頼性、信頼できる多元性の確保への貢献、それから参照点の提供という部分を考えると、放送法に掲げられている健全な民主主義の発達に資することを目指すということである。 これまでNHKは民主主義の発達に寄与してきたと考えているが、これは何もNHKひとりが独自に行うのではなく、新聞、民放、NHKで切磋琢磨し、様々な意見を出し合って議論をする中で、日本の民主主義は発達してきたと思っており、このような役割をネット空間でも果たしていきたいと思っている。 衛星放送についてはこれからの検討課題である。
5	林構成員	質問 競合事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのは「インターネット活用業務審査・評価委員会」の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は0件になっている。そして、これまでもずっと苦情受付件数は低調であったと承知をしている。NHKの苦情相談窓口が機能していないのはなぜなのか。 原因の1つとして、NHKの審査委員会では、「これまで苦情を申し立てるに足る正当な理由があること」、「苦情を申し立てるにつき合理的な根拠があること」、「その苦情を申し立てる以外に救済の方法がないこと」の3要件を1つでも満たさない限り、審査委員会ではこうした苦情は取り扱わないこととされており、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考えている。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えていただきたい。この点、問題意識があれば回答をお願いしたい。	【執行部】 インターネットの苦情等々の問合せがしにくいという指摘について、基本的にはインターネット活用業務審査・評価委員会でルールを決めている。運用上の問題があるという認識はないが、問題があるのであれば指摘いただき、しっかり真摯に向き合って対応してまいりたい。
6	大谷構成員	質問 BS同時配信の設備投資について、内部統制やガバナンスの課題について、向き合う姿勢を見せていただけており、その結果やプロセスについても、ぜひ透明性高く進めていただくことを期待している。その際、ガバナンス上で非常に重要だと思っていることは、NHK協会内の組織とか一人一人のメンバーにどういう意識が生まれているのか、組織風土の部分を探り深掘りしていただく必要があるのではないかとこの点である。つまり、同時配信について、今後どうなるとか、現状どうだと皆さんが理解されているのか、どういう説明をしてこられているのかといったことを、経営委員会ははじめ幹部の皆さんがどう理解しているのかを教えてください。	【執行部】 指摘の組織風土、これは非常に大きな問題だと思っている。ルールや規程などで決めるものではなく、職員一人ひとりの総体として風土が生まれるものであり、体質も含めて大きな課題だと思っている。今回の検討会も含め、外部の皆様の意見を伺いながら、しっかり検証して見直していきたい。 放送法に違反するおそれがあった案件も含めて、改めて規程やルールを、役職員が再度しっかりと確認することに尽きるため、この点も真摯に取り組んでまいりたい。

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
7	大谷構成員	意見	情報空間の参照点の趣旨が不明瞭であるとか、なぜ情報空間の健全性の確保につながっていくのかなどの質問をいただいでいて、必須業務とすることの意味について繰り返し問いかけいただいている。これは、やはり多元性の確保ということでそれぞれに役割を期待されている民放、新聞協会共通の理解に立つということが、この議論のためには必要だと考えているので、まずはNHKには、この点について、今後も様々な形で分かりやすく説明していただくことを期待したい。	—
8	大谷構成員	意見	組織風土にどのような課題があったのかということも含めて、公にされることを期待している。	—
9	瀧構成員	質問	資料の9-2の34でも記載いただいているように、「放送と同様の効用」の定義を今回は、1つは、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」のまとめりと御回答がある中で、明示的に確認したいが、「放送と同様の効用」というのはNHKプラスのことを指しているのか。また、NHK NEWS WEBの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのか。	【執行部】 NHKプラスが基本であるかどうかということだが、基本的にはそうであるが、質問への回答でも示したように、報道サイトとまとめりとして考えていきたい。 テキストの考え方であるが、何でもかんでもやろうということではなく、当然、そのテキストも含めた理解増進の部分について、再整理をしっかりと検討していきたい。
10	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供について、競争の範囲の議論が多々あるところではあるが、インターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかというのを、現時点で可能な回答として、説明をお願いしたい。	【執行部】 民放、新聞との競合関係については、しっかりと精査したいと思っている。
11	曾我部構成員	意見	「放送と同様の効用」をネットでも提供していくという基本的な考え方には賛成。ただ、ネット上のサービスは不定形であるので、この基本的・抽象的な考え方では、具体的なコンテンツの提供の可否の基準にはならない。その点では、より具体的な議論を求める民放連や新聞協会の意見には賛成である。	—
12	曾我部構成員	質問	現状、NHKは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識していますが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようである。新聞協会においては、既にNHKによる新聞への協力が行われているという事実を、単なる事実から、NHKと新聞との関係に関する考え方の1つとして認知し、その改善や進化を検討していく余地が本当はないのか伺う。 また、同じ点についてNHKに対して、先ほどのイギリスの例のように、更に踏み込んだ新聞への協力として何かお考えのことはないのかお尋ねしたい。	【執行部】 新聞、民放の協力との部分ではあるが、これはジャーナリストの育成やエンジニアの育成、制度面、フェイクニュース対策等々をしっかりとやっていこうと思っている。もとより、記者同士の交流もあるので、全体を通してしっかりと協力していこうと思っている。
13	瀧構成員	意見	一連の議論の中で、整理というのは縮小とそのまま解釈していることには若干の危うさを覚えている。様々な、新聞で、私も実際購読者として払っている立場として思うと、長尺のしっかりした記事がNHKでしか読めないという経済環境にある方々もいると思われる。ですので、そこはしっかり議論をして、縮小イコール整備ではないという意見もあるので、それを加味して、ぜひ議論を進めていただければと思っている。	—
14	長田構成員	意見	放送で伝えたものを別のもので補うという場合に、放送では完全に省略しているものをネット上のほうで補っているから放送したのと同じになるというわけではないということは、少し曖昧な言い方ですが、そこはきちんと気をつけていただきたいと思っている。	—
15	落合構成員	質問	NHKのほうでも、理解増進情報についてできる限り定義の明確性は行っていただきたいということなので、事後でもよいので、より具体化をしていただきたい。	【執行部】 理解増進情報は、現在の放送に対する理解の増進に進むという定義で、インターネット活用業務が任意業務である今の制度を前提としている。今回、放送等の効用をもたらす範囲として示した中には、現在の理解増進情報も含まれているものもある。ですから、必須業務になった場合は、定義も含めてしっかりと再整理されていくと考えている。
16	落合構成員	質問	費用負担の部分について、インターネット活用業務が必須業務となった場合、全体として費用負担や内部の事業間での費用の配賦などをどうしていくのか。以前説明を伺った限りでは、全体として絞っていく中でネットの部分も少し増やしていくという話だったと思う。抽象論としては全く理解できないものではないが、具体的かつ丁寧な説明という意味では、より詳細化していただくことが、議論として重要ではないかと思っておりますので、これも追って結構ですので、ぜひ、より具体化された考え方をお伺いできればと思う。	【執行部】 財源の話は、必須業務になってもそもそも今後NHKは大幅に減収し大幅な事業費削減を行っていくので、インターネット関係の費用が大幅に増える環境にはないということをぜひ理解いただきたい。
17	宍戸構成員	意見	深掘りできていないNHKの予算問題をめぐるガバナンスについて、監査委員・経営委員それぞれの役割も、執行部と並んで共に非常に重たいものだと思っている。これについては、今後、NHKの経営委員会からもしっかり御説明をいただくか文書で御回答いただくか、いずれにしても、それを踏まえて、改めて令和元年放送法改正の趣旨がどれほどNHK全体で御理解いただいているのかということも含めて議論し、三位一体改革についてきちんと議論することが必要であり、それは新聞協会、民放連から求められていることですので、これはしっかりとやるべきだということ意見を申し上げる。	—

< 会合後の追加質問 >

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
1	落合構成員	質問	<p>NHKの必須業務化の範囲、競争ルール、費用負担・財源については、各者の議論を踏まえると、理解増進情報のような定義が不明確な用語のままの抽象的な議論への懸念があるが、一方で競争評価枠組みに具体的な提言はなく、一方で財源等については一層の丁寧な説明が必要という民放連、新聞協会の受け止めのように思われる。NHKの説明内容は、その方向性は理解できるものの、さらに適切な説明を行うための工夫を行いうるものであった。特に民放連からは、ベン図にして実施している業務と、今後制度整備により実施したい業務を辨子で示すことが良いのではないかという示唆があり、これを踏まえた定義の明確化や、実際に実施している業務、今後行いたい業務の具体化を進めるべきように思われる。既存業務の一部をスリム化することで、財源を確保することも理解できるが、NHKにおかれては、先程の理解増進情報の点を含めて、より具体化をお願いできないか。</p>	<p>「理解増進情報」は法、基準等に定めのある用語であるが、あくまで「放送番組」の理解促進のためのもの。必須業務化の際には、必然的にこの概念はなくなり、付加的な情報によって「誘引」効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。</p> <p>現時点で想定する必須業務の基本は、「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」であり、いわば純化していくことを想定している。</p>
2	落合構成員	質問	<p>上記の必須業務の範囲、競争ルール、費用負担・財源について、NHKに説明を尽くして頂くことが、インターネット活用業務の必須業務化を行っていくにあたり重要な要素となる。さらにこれに加えて、NHKのガバナンスは、必須業務化した場合の制度運用を考えた場合に重要な論点になると考える。ガバナンスに関する不安が残る中では、どうしてもNHK側に裁量を委ねるといふ、従前のWGの議論を踏襲することが難しくなり、どうしても総務省の事前認可型が適当になるのではないかと考える。</p> <p>特に直近の衛星放送配信に係る問題事を踏まえると、NHKが再発防止策で記載されている中では組織の風土の改善が重要であるし、また、組織における機関改革も含めて、各社内組織の役割の整理、相互の牽制機能の実質化が図られ、もって効果的な再発防止策が講じられることが重要と考える。NHKにおいては、このような再発防止策を含めたガバナンスの改善については、公共放送WGに報告頂けないか。そのご報告内容を踏まえつつインターネット活用業務に関する事前認可の論点整理を進めさせて頂けないか。</p>	<p>ガバナンスに懸念を招く事態を引き起こしたことを深くお詫びする。再発防止策については、取りまとめ次第、本WGにも適切に報告させていただきます。</p>

(2) 第9回会合における質問事項への回答（日本民間放送連盟）

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
1	宍戸構成員	質問	放送の分野では受信者共同体に入るといふ人々には受信料制度をとっているが、他方で、まだテレビを持っていない人については、公平性を担保するといった観点から、何らかの相当の対価支払いを求めるといふことまでは正当化できるし、受信料の価値を毀損しないと、受信料制度と矛盾しないといふふうを考えて、そのような議論をしていた。このような考え方について、民放連としては、それは1つあり得る考え方と思われるか、違う考え方があるのか。	放送と通信の伝送路ごとに、放送は受信料、通信は有料という、そういう仕切りはどうかという御質問だと受け止めた。例えばNHKプラス、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはNHKオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からないので、にわかにお答えしづらい。 以前からNHKが放送法に規定がない公共メディアを目指すことについて強い違和感を持っている。財源はどうするんだろうという疑問があり、インターネット活用業務を広げていくとして、それを現在の放送法第64条の協会のテレビジョン放送を受信できる機器を設置したものに受信料を求めるといふ、この枠組みでずっとやっていけるんだろうかというのが、私たちの根源的な疑問である。
2	林構成員	質問	競争事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は0件である。現在の理解増進情報のなし崩しの拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競争事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。NHKの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足る正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を1つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があるとの考えがあれば教えてほしい。	民放連の会合でNHK業務拡大を議論すると、NHKの子会社の活動がよく話題になる。例えば、NHKの子会社が地方自治体のプロポーザル案件で、民放事業者と競合しコンペになっている。実態として民業圧迫が具体的にどのような場面であったのかということよりも、こういうことのほうが私は大きいのではないかと考えている。前田前会長が窓口で1件も問合せがないので民業圧迫はないと言っていたが、民業圧迫の可能性はあるかどうかは、新しい事業をNHKが始める前にNHKの局内でまず考えて確認するのが筋ではないか。特に教育コンテンツは、放送の分野を越えて出ていくもの。NHKがインターネット分野に出ていくということは、360度全方位的にいろんな業界とぶつかる可能性がある。これはNHKが自主的にまず考えるべきことではないか。
3	林構成員	質問	前提として、これまでのNHKとのやり取りを俯瞰しておりますと、NHKは、どうも競争事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。NHKの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。NHKのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	NHKの対応が他律的に見えるのも確かにそうだ。
4	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、NHKにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	B to Bのコンテンツ提供に関しては、実はまだこのワーキンググループでもさほど議論が進んでないのではないかと考えていた。これは固有の名詞を挙げてお話しするのが不適切なところがあるので、ここはよくてここはいけないのかのような話をするのも、私の立場ではもっと不適切なので、回答は控える。
5	曾我部構成員	意見	今回、民放連からは、NHKの多元性確保への貢献を本来業務とする提案について呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないかと。現状、NHKは共同通信に加盟して社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方紙編集部に配置するといった事業がされているようだ。	数年前から、二元体制や協力関係については、法改正も含めて、いろいろと新しい考え方に基づいた手当てがされているところだと思う。特に放送法においては、協力努力義務という形で、放送の分野と通信の分野、インターネットの分野の双方で協力努力義務が措置されているところであるので、ご意見は努力ではなく協力義務にしてくださいという趣旨なのか。多元性確保への貢献について呼応したのかといえば呼応はしています。
6	落合構成員	質問	民放連からは、情報空間の健全性確保について大きな議論があるべきではないかという話があった。これは、本ワーキンググループだけではなく、親会の検討会でも検討されている部分があるが、このワーキンググループの中だけで見ると、NHK以外のメディアの方々も含めてどういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディアに関する議論自体の在り方を検討し、それをどういう形で推進していくのかという議論自体はされている。これは、お互いにレポートをしようという会議間の関係性もあるので、一般的に会議体の進め方としてはあり得るような進め方になっている。どのような点を改めてこのワーキングで検討すれば議論が深まるのかを、まず、民放連にお伺いしたい。	私どもが言及したのは、政府で議論をするということで、しかも放送事業者だけではなく、関係するプラットフォーム事業者も入れるということ。そういう意味でいうと、もう既に総務省ではプラットフォーム研究会があるが、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だった。ここで、それはそれで、放送の中で情報空間の健全性の話をするというのは、どうも話の途中から始まっている感じがする。具体的に、公共放送ワーキンググループや親会でどのような検討のイメージがあるかということに関しては、イメージはない。
7	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考しつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないかと。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉、概念。現行法とNHKのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、NHKはそういうものをどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないかと。本当はベン図等を書いて明らかにした上で、NHKが既に実施していることはこういうことで、現行制度ではできないが、NHKとしてこれをやってみようということをお話しになるのが先なんじゃないか。やはりNHKは現行法や現行制度でできないことについて、自分のほうから具体的なサービスを言いにくいということがあると思う。いつまでもそういうことでやっていると、何かNHKも言いにくいし、私たちも具体的なものが出ないので意見が言いづらいということを繰り返しているのではないかと。

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
8	宍戸構成員	意見	<p>要はテレビを設置した方が本来NHKの受信者共同体となり、かつそれを通じて放送という仕組み全体を支えるという立場から、今後は、その受信料を締結した人は放送だけではなく、ネット上の本来業務等も当然享受できるようになりそこまでは受信料制度の範囲内と考える。</p> <p>これに対して、ネットだけの人も、同時同報のサービスを利用するという道を開き、しかし、それはフリーライドできないようにし、併せてNHKだけではなく、放送のメディア価値全体を向上させるような先導的役割を果たさせる原資としてはどうかという趣旨であったのでありますが、この点については、おそらく構成員間でも今後議論をしていく必要があると思えますし、民放連からも先ほどのような御意見をいただければさらに議論が深まるのではないかと思う。</p>	
9	林構成員	質問	<p>公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを1から議論したい。</p> <p>本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、こういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。</p>	<p>仮に必須業務化がされたときにも、この民放連の資料でいうと、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいいと思う。それはなぜかという、必須業務化される際の制度の書かれ方がまだ確定していない、イメージされていないからであり、上限についても同じと考える。</p> <p>今、NHKはこれからどんどんインターネット活用業務にかかる経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは、必須業務になっても必要ではないか。</p>
10	山本主査代理	質問	<p>民放連の資料9-3の4ページに書かれていることについてさらに教えていただきたい。3番目で、「業務範囲をNHK自身が判断するとすれば」それは懸念があり、ただ、「放送の自律は前提」、ここで言うのは、NHKの業務範囲の問題を議論しているので、NHKの放送の自律ということだと思うのですが、それを前提に「誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要」と言われているが、どのような点に注意をすべきだと言われているのか。</p>	<p>この総務省の検討会の中でコンテンツの内容に依拠するようなことを議論することは、基本的に適切ではないと民放連は考えている。この業務が、あの業務が、という話になっていったりするものが、あまり適切でないと思うのでこのように書いた。誰がどのように判断を行うかについても、あくまで外形的に判断できると言えるならいいが、ここに政府が関与することについては、やはり不適切だろうし、そういう議論は極めて慎重に考えなければいけないと考える。</p>
11	山本主査代理	質問	<p>「コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要」とありますが、具体的にどのような点が懸念されるか、あるいはどのような御主張があるか。</p>	同上
12	山本主査代理	質問	<p>「事前認可する現行制度は維持すべき」とあるが、以前に、公正競争の観点から競争評価をする際に事前に手続を入れるべきかと議論があったが、ここで言われているのは、そういう公正競争の観点に関する判断について事前認可をするといったことが適当だという御主張をされているのか確認をしたい。</p>	9の回答と同じ

(3) 第9回会合における質問事項への回答（日本新聞協会メディア開発委員会）

番号	質問者	質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
1	央戸構成員	質問 NHK NEWS WEBをはじめとして、競争上、様々な問題点があると指摘している。この点、今までNHKの中で、インターネット活用業務審査・評価委員会に対して競争事業者からの異議申立てというものを受け付けるという仕組みがあるが、これが有効に利用されているように見えない。新聞協会あるいは新聞各社として、これを利用されない何か理由があるのか。ここをどういうふうに改善すればいいか、あるいはこれじゃ全く駄目だとかいう議論をするというのが、実際の仕組みを考えていく上での出発点になるうかと思う。	苦情窓口よりもさらに制度設計に近いところで意見募集がある。例えば2020年頃には、理解増進情報の課題について、競合事業者としてNHKに対して意見を提出している。ただ、結果としては、我々としてはあまり真摯な検討がなされなかったと承知している。それと、何よりも新聞社として何かあるたびに、報道、ニュースで世間に周知していることで、我々の意見としては表明している。ただ、御指摘のとおり、苦情窓口について、そこで真摯な対応がなされるということであれば、今後、新聞協会メディア開発委員会として窓口を使っていくことも考えなければいけないと承知。
2	林構成員	質問 競合事業者等からのNHKの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は0件である。現在の理解増進情報のなし崩しの拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。NHKの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を1つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えてほしい。	同上
3	林構成員	質問 資料9-4の3ページ、資料9-5の12ページのプラットフォームのところで「子会社経由等の有料放送を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで市場競争を破壊する恐れがある」と指摘しているが、もう少し敷衍していただきたい。私も子会社等との取引については、会計上の透明性を図る、あるいはグループ内における内部相互補助の有無を確認するという観点から、ほかの業務との費用の按分方法を適正あるいは明確に定める必要があると思っているが、そういう趣旨と理解してよいか。	資料9-5の12ページについてこの点、費用の点や按分方法については、全くそのとおりだと思う。NHKは子会社を通じて各社のデジタルサイネージ、電子広告などにも記事を配信している。これは、過去に価格設定で我々民間に悪影響を生じたという指摘もある中で、同様の事態がネット配信でも起きてはならないという懸念を持っている。こういった問題について、今回のBSの設備投資の問題のように、ガバナンスが効かず、予算事業計画に盛り込まれていなかったのにもかかわらず、いつの間にか実施されると非常に困るということ。
4	林構成員	質問 前提として、これまでのNHKとのやり取りを俯瞰しておりますと、NHKは、どうも競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。NHKの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。NHKのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	未回答
5	大谷構成員	質問 今の補完業務は、テレビを持たない方に対してはNHKのコンテンツを提供することができない状態だが、必須業務という位置づけになると、テレビを持っているかどうかに関わらずNHKのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民間放送と同様に、NHKもネット上で多元性確保の役割を果たすことができると理解している。新聞であるとか民間放送と同様に、NHKもコンテンツを届けるという意味で同じような土俵に立つと思う。その上で、適切な競争評価を十分に議論することで、多元性の確保を損なわず、公正な競争環境を確保すべきというふうに考えることもできるかと思うが、新聞協会も同じ土俵に立つことは特に気にされていなく、その上で十分な競争環境を整備するというところに注力すれば、健全性確保、多元性確保に資するというふうに理解しているかどうかを確認したい。	テレビを持ってない方と同じ土俵、多元性を確保するという考え方は全く同じだと思う。ただ、現状でも補完業務で上限200億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース・防災アプリ等を提供している。現状でも一定程度同じ土俵、多元性の確保はなされていると思うし、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、ここがはっきりしない。
6	瀧構成員	質問 プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、NHKにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	インターネットで多くのユーザーに記事を届けようとするれば、自社のサイトだけではなく、その先には流通を担っているプラットフォームとの関係という難しい問題が出てくる。NHKがプラットフォームに積極的にニュースコンテンツを提供することになれば、やはり市場のバランスが大きく崩れかねない。GAF Aをはじめプラットフォームとの関係は、新聞協会としても、いろいろと今検討しているところだが、実際の契約関係は非常に不透明であることが問題になっている。そこに、受信料に支えられるNHKが特定の外部のプラットフォームにコンテンツを配信して参入することが適切なのかについて、非常に疑念に感じている。さらにプラットフォーム内で競合が生じて市場への影響が複雑化し兼ねないとも認識している。
7	曾我部構成員	質問 今回、民放連からは、本来業務化への構成員の賛成意見に呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないかと。現状、NHKは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するという事業がされているようだ。	放送だけでなく新聞・通信社も今まで情報空間の課題解決の取組を強化していく中で、NHKと協力できる事項はどうかといったことだと思う。新聞業界としても、フェイクニュース等の拡散がある中で、なるべく正確で信頼ある情報の発信ということを基本に、より取材網や内部のチェック体制、記者の倫理の向上、情報の質を担保できるような発信の仕組みを構築しようと強化しているところ。ファクトチェックなどの新たな役割、フェイクニュースなどの問題については、オリジネーター・プロファイル(OP)組合の活動もあり、新聞業界で全国紙を中心に参加しているし、NHKもこれに強い関心を示していくと聞いている。NHK、民間を問わず、マスメディアが連携して、こういった問題に対処するという1つのヒントになると思う。

番号	質問者		質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
8	長田構成員	質問	テレビ受信機を持っていない人たちにもNHKの放送が見られるようになるという思い、いろんな情報に、テレビ受信機を持っていないからという理由だけで接することができないというのは厳しい。そこは、必須業務化をすることによって、きちんと放送と同じものを同時に流していただきたい。その必須業務化が非常に曖昧でいろんなものが入ってしまうのではないかとこのところについては、きちんと丁寧な議論をこれからしていけばいい。新聞協会として、私のような考え方であれば取りあえず同時にネット上で見られるということについても何か課題があるとお考えなのか。	我々も、放送と同じものが今のNHKプラスというところでテレビ受信機を持っていない方も見られるところには、決して反対するつもりではない。やはりネットのほうでどんどん報道が拡大していき、放送内容と同一となっているが、その幅をどんどん超えた、ネットでさらに空間が1個、新しく、放送とはさらに別の大きなものができてしまうというところはどうかという懸念を述べている。今の長田構成員の御意見には、我々としてもそのとおりだと思う。
9	長田構成員	意見	新聞にも紙とデジタルで見せ方が違うというところがある。新聞をそのまま読める紙面もありますけれども、デジタルで読みやすくされているところもあると思うので、そういうところをどう考えていくかというのは丁寧な議論が必要かと思う。	—
10	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	業務範囲を際限なく拡大することになりかねない現状の状況があるので、公正競争を阻害されて多様性、多元性が損なわれかねないという懸念が深まっている。理解増進情報の定義の中に、「個別番組にひも付く」というのがある。しかし、番組にひも付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんある。その定義をしっかりと整理していくべき。宍戸構成員からガバナンスに関する御発言があって、NHK執行部だけの問題ではなく、監査委員会や経営委員会そのもののガバナンスの問題も、今回の5月16日の経営委員会議事録の中で、明らかになった。だから、NHKの執行部自身だけが再発防止策を提出すればよいというものではなく、経営委員会以下のNHK全体でのガバナンスをどう改善していくのか、改めてもらう必要があると考えている。
11	林構成員	質問	公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを1から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、こういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。	どのようなセーフガード措置が必要かについて、我々は、本来業務化したとしても、やはりガバナンスというのは必要だと考えている。仮に本来業務化するのであれば、逆に実施基準をしっかりと決めてやっていくことは必要であると思う。ただ、例えばネット配信が全面的に実現するとしても、どれが本来業務の範囲に入ってくるかわからない現状では、個別に申し上げることは難しい。
12	大谷構成員	質問	先ほど、競争評価を適切に行うことに賛同の見解を示していただいた。そこで、市場の動向を測る定量的な指標というのがぜひとも必要だ。特に、今補完業務から必須業務へという変化を検討している中で、その変化を的確に捉えていく仕組みが大切で、補完業務である今と、それから、将来的に必須業務となった場合に、共通して使える指標として何を設定するのがいいのか、また、そのためのデータ、シェアなどを確認するためのデータの提供などに御協力いただけるか、どのようなデータがふさわしいとお考えになるかというのを聞かせていただきたい。	議論に必要な前提条件のデータについては我々もなるべくお示ししたいとは思っているが、我々はこれまで様々な質問、意見を寄せており、公平競争の確保の議論に対する答えがなかなか出てこない段階では難しい。前回会合のNHKの説明でもあったが、ヨーロッパの公共価値テスト、イギリスのOfcomの仕組みでも、まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどういう阻害要因があるのかを示すことになっている。それと公共的活動のメリットを天秤で量って、公共的価値のほうがあれば認めるという仕組みだと思う。我々も努力するが、まずは新しいことをやろうとしているNHKのほうで何らかのデータや前提条件を示せば、我々もそれに対してよりデータを収集しやすくなると思う。
13	山本主査代理	質問	新聞協会の資料9-5の13ページの1つ目の部分で、「公正競争に対する懸念が払拭され」ない、具体像が明確でないというふうに書かれているが、具体的に事前にチェックをすべきなのか、あるいは事後にすべきなのか、NHK自身のチェックで足りるのか、それとも外部からのチェックが必要なのか等々の議論はここでも行われている。それから、イギリスやドイツなどにおいてどのような基準でこれが判断されているのかということについて、事務局からもかなり詳しい紹介があり、構成員間でも議論が行われていると認識をしているが、さらにどのような点を具体的に議論すべきだとお考えか。これは、恐らく実際に制度等をつくって動かして、データを集めて、そのデータに基づいて議論するということが不可欠なのではないかという気もするが、まだそういうところまで行っておらず、また具体的なデータが必ずしも十分集まってないということもある。さらに、どのような点を具体的に議論すべきだとお考えなのか。	同上